

奈良市私道整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備を促進し、市民の生活環境の向上を図るため、私道の整備を行う者に対し、予算の範囲内において奈良市私道整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路及び他の法令により国、地方公共団体等が維持管理を行う一般交通の用に供されている道路をいう。
- (2) 私道 国、地方公共団体以外の者が敷地を所有し、維持管理を行っている公道以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る次の各号のいずれかに掲げる者（団体又は補助金を受けようとする者が複数のときは、その代表者）とする。

- (1) 私道の所有者
- (2) 私道に接する出入口を有する敷地における住居に居住する者
- (3) 私道に接する出入口を有する敷地の主たる所有者、占有者又は管理者
- (4) 私道が属する地域において組織されている自治会等

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者は、補助対象者とししない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を満たす私道について行う舗装工事、交通安全施設整備工事その他市長が特に必要があると認める工事とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 両端又は一端が最低幅員4メートル以上の公道と接している最低幅員が0.

9メートル以上の私道

イ 最低幅員が1.8メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続している最低幅員が1.8メートル以上の私道

ウ 最低幅員が0.9メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続している最低幅員が0.9メートル以上1.8メートル未満の私道

(2) 私道に出入口を有する、所有者の異なる住居が2戸以上あること。

(3) 工事に支障となる地下埋設物等がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する私道について行う事業は、補助対象事業としない。

(1) 1年以内に掘削する計画があるもの。

(2) 開発等により造成された私道で、完成後10年を経過していないもの

(3) 他の補助金の交付を受け整備された私道（附則第2項の規定による廃止前の奈良市私道整備要綱（平成7年奈良市告示第120号）に基づき整備された私道を含む。）で、その工事の完了後10年を経過していないもの

3 第1項の規定にかかわらず、事業に係る私道を所有する者及び当該私道に接する出入口を有する敷地における住居に居住する者を代表する者の全てから当該事業を行うことについて承諾を得られていない場合は、補助対象事業としない。ただし、やむを得ない理由により承諾が得られない場合において、第6条第1項第6号の確約書の提出があったときは、この限りでない。

（補助金の額等）

第5条 補助率及び補助限度額は、別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、次条第1項第10号の工事費見積書に記載された見積額と市長が別に算出した補助基準額とを比較して少ない方の額に、前項の表の事業の区分に応じた補助率を乗じて得た金額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、当該補助限度額を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しな

なければならない。

- (1) 計画書（別記第1号様式）
- (2) 位置図
- (3) 現況平面図、現況横断図及び計画平面図
- (4) 補助対象者名簿（別記第2号様式）
- (5) 所有権者の承諾書（別記第3号様式）
- (6) 確約書（別記第4号様式）（第4条第3項ただし書に規定する場合に限る。）
- (7) 印鑑証明書
- (8) 公図の写し及び登記事項証明書又は登記事項要約書
- (9) 誓約書（別記第5号様式）
- (10) 事業費に係る工事費見積書（数量計算書を含む。）
- (11) 市税の滞納がない旨を証明した書類（納税証明書）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該年度の6月1日から12月28日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）にしなければならない。

（着手等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、私道整備事業着手届（別記第6号様式）に工事請負契約書又は請書の写しを添えて市長に提出し、速やかに当該工事に着手しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る工事の竣工平面図
- (2) 補助対象事業に係る工事の着工前、竣工を確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月1日のいずれか早い日とする。

（維持管理）

第9条 補助事業者は、補助金により整備された私道の機能を損なわないように、当該私道について適正に維持管理を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(奈良市私道整備要綱の廃止)

2 奈良市私道整備要綱は、廃止する。

別表 (第5条関係)

事業			補助率	補助限度額
舗装工事	通り抜け道路 (別図のとおり私道の両端が公道に接している場合)	最低幅員が4 m以上の場合	10分の9	1件につき500万円
		最低幅員が1.8 m以上4 m未満の場合	10分の8	1件につき125万円
		最低幅員が0.9 m以上1.8 m未満の場合	10分の7	1件につき80万円
	行き止まり道路 (別図のとおり私道的一端が公道に接している場合)	最低幅員が4 m以上かつ私道に出入口を有する所有者の異なる住居が6戸以上の場合	10分の7	1件につき80万円
		最低幅員が4 m以上かつ私道に出入口を有する所有者の異なる住居が6戸未満の場合	10分の6	1件につき50万円
		最低幅員が1.8 m以上		

		4 m未満の場合		
		最低幅員が0.9 m以上 1.8 m未満の場合	10分の5	1件につき30万円
交通安全施設整備 工事	道路反射鏡	10分の5	1件につき5万円	
	区画線	10分の5	1件につき5万円	
その他市長が特に必要があると認める工事		10分の5	1件につき50万円	

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

計 画 書

年 月 日

（宛先）奈良市長

（申請者）

団体名

代表者住所

氏名

電話 （ ）

補 助 事 業 の 内 容	施工場所	奈良市	
	工事種別	☐ 舗装工事 ☐ 新設 ☐ 補 修 ☐ 交通安全施設 ☐ 道路反射鏡 ☐ 区画線 ☐ その他	
		工事内容	延長 m ・ 面積 m ² ・ 道路反射鏡 基 区画線 m ・ その他（ ）
補助事業の経費所要額 （予 定 工 事 費）		円	
交 付 申 請 金 額		円	
補 助 事 業 者 負 担 金		円	
補 助 事 業 予 定期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
添 付 書 類			
備 考			

代表者住所

電話 ()

[illegible]

私が所有権を有する次の私道敷地に、舗装及び交通安全施設が整備されることについて承諾いたします。また、今後においても当該私道が一般交通の用に供されることについて異議はありません。なお、土地の所有権を他人に譲渡する場合は、当該条件をすべて譲受人に承継します。

土地の所在及び地番	摘 要 (持分等)
奈良市	

確 約 書

年 月 日

（宛先）奈良市長

（申請者）
団体名
代表者住所

氏名 実印
電話 ()

私道整備事業に対する権利者のうち、次の表に掲げる者につきましては、同表に掲げる理由により承諾を得ることができません。そのことにより生じる問題等につきましては、私が全て責任をもって処理いたします。

氏 名	理 由	氏 名	理 由

- 注1 記載欄が不足する場合は、欄を追加し、又は別紙を添付してください。
- 2 理由欄には、次の[1]から[4]までのいずれに該当するか記入してください。また、[1]又は[2]に該当するときは、確認文書を送付した日時も記入してください。
- [1] 登記上の住所に確認文書を送付したにもかかわらず宛先不明で返送された、又は確認文書を送付しても何ら応答がない。
- [2] 登記上の所有者の法定相続人の調査を行い、当該法定相続人の住所に確認文書を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送された、又は確認文書を送付しても何ら応答がない。
- [3] 共有又は相続により権利者が相当数存在するため、全ての権利者から承諾を得ることが困難である。なお、未承諾者の中に反対又は態度保留の意思表示をしている者がいない。
- [4] 未承諾者が病気等により意思表示をすることができず、かつ、後見人等の代理人が存在しない。
- 3 承諾を得ることができない理由について、根拠となる資料を添付してください。

第 5 号様式（第 6 条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）奈良市長

（申請者）

団体名

代表者住所

氏名

実印

電話 ()

年 月 日付けで申請しました私道整備事業に関する、地元経費の負担、土地関係
諸権利、整備工事等で生じた諸問題について、全て私が責任をもって対応し、処理すること
を誓約いたします。

第6号様式（第7条関係）

私道整備事業着手届

年 月 日

（宛先）奈良市長

（申請者）
団体名
代表者住所

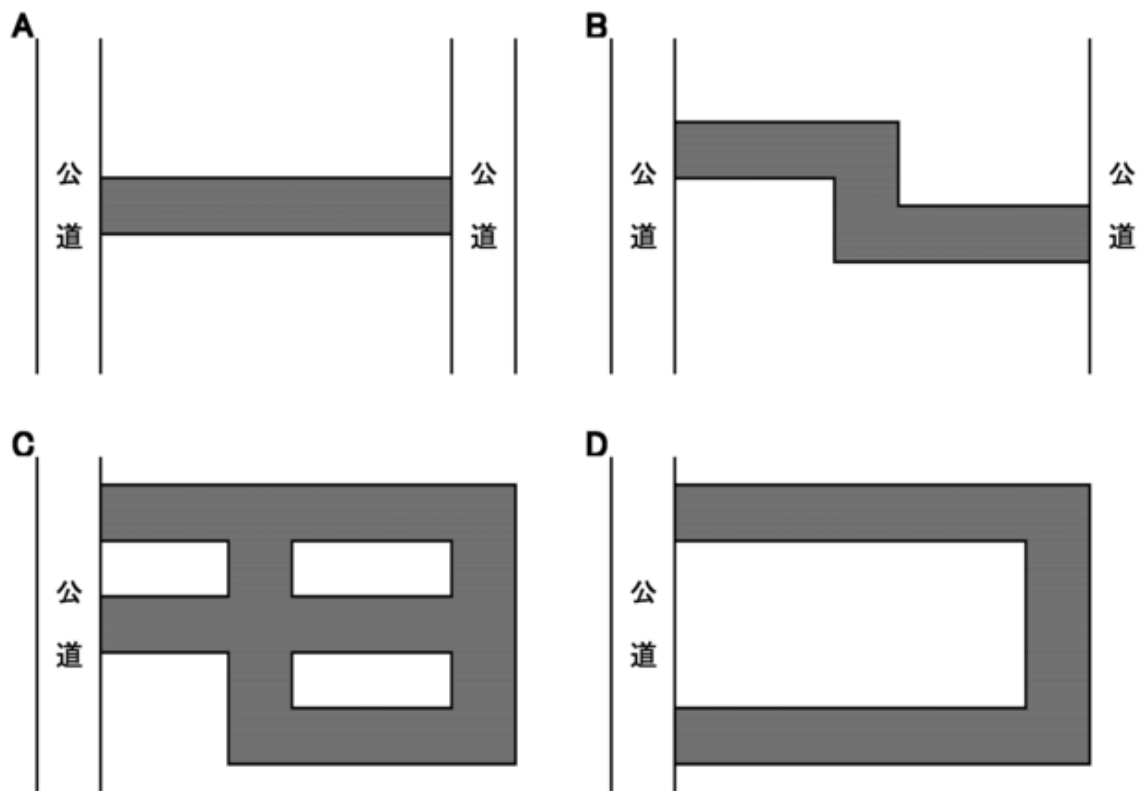
氏名
電話 （ ）

年 月 日付け奈良市指令 第 号により補助金の交付決定のあった私道
整備事業について、次のとおり着手しますので届け出ます。

工 事 施 工 場 所	奈良市		
補 助 金 交 付 決 定 額		工 事 費	
	円	円	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 施 工 業 者	住 所		
	会 社 名		
	代表者名		
添 付 書 類	契約書・請書の写し		

別図（別表関係）

通り抜け道路（私道の両端が公道に接している場合）



行き止まり道路（私道の一端が公道に接している場合）

